業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　間断灌漑水田	○・○○○○二九
二　常時湛水田	○・○○○○三九

22～24　（略）

25　令別表第八の九の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　木くず（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）であるものに限る。）　○・○○○三五

二　一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。）又は産業廃棄物　○・○○○九六

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　間欠灌漑水田	○・○○○○一六
二　常時湛水田	○・○○○○二八

16～18　（略）

（新設）

19　令別表第八の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○○四九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○○○八八とする。

20　令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法とする。

21　令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。）で別表第十一の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。

22　令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

23　令別表第八の九の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十一の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

24　令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

25　令別表第八の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　汚泥	○・○○○○○九七
二　廃油	○・○○○○○○五六

26　令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

27　令別表第八の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　感染性廃棄物（廃棄物処理法施行令別表第一の四の項の下欄に規定する感染性廃棄物をいい、廃プラスチック類であるものを除く。以下同じ。）	○・○○○二
二　廃プラスチック類	○・○○○○○八
三　汚泥（第一号に掲げるものを除く。）	○・○○○○○一五
四　廃油（第一号に掲げるものを除く。）	○・○○○○○四○
五　紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は動物の死体（第一号に掲げるものを除く。）	○・○○○二三

（削る）

26　令別表第八の一〇の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十三の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。